

令和3年2月13日福島県沖地震関連

被災家屋等の解体、撤去について



ターゲット 12.5



ターゲット 13.1

令和3年3月5日

郡山市生活環境部

3R推進課

担当：安藤 憲世

TEL：924-2181

SDGs ターゲット 12.5 「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

13.1 「気候関連災害や、自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」

被災家屋等の公費による解体、撤去について、お知らせいたします。

令和3年2月13日福島県沖地震により被災した家屋、事業所等の解体、撤去について、生活環境の保全と市民生活の安全・安心の確保を図るため、所有者からの申込みに基づき、市の事業として実施します。

受付 令和3年4月当初から受付開始予定

対象

- (1) り災証明書の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた、個人所有の家屋、中小企業の所有建物、これらと一体となって解体、撤去する工作物
- (2) 既に「自費」により解体、撤去を行った家屋、事業所等で、市が必要と認めたものの費用の補助（限度額あり）

※り災証明書の判定が「半壊」以上であっても、建物の一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象となりません。

必要書類等 別紙チラシのとおり

その他

- ・解体・撤去を検討されている方は、3R推進課（924-2181）まで御相談ください。
- ・手続きの詳細につきましては、決定し次第、改めてお知らせいたします。

令和3年福島県沖を震源とする地震に伴う被災家屋等の 解体撤去等のお知らせ

令和3年福島県沖を震源とする地震により被災した家屋等について、生活環境の保全上の支障を除去し、もって二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的として、郡山市が解体及び撤去等の事業を実施いたします。

受 付

令和3年4月当初から受付開始予定

対象となる被災家屋等

令和3年福島県沖を震源とする地震により被災した家屋等（個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション及び事業所等）で、次の①～③の要件をすべて満たすものが対象となります。

- ① り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された被災家屋等（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものを含む。）
- ② 個人又は中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するもの。
- ③ 市が解体の必要があると判断した被災家屋等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるもの。

【中小企業者】

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の範囲は、原則として次のとおりです。
（別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。）

業 種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと。）	
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた原則であり、各法律や支援制度における中小企業者の定義と異なることがあります。

※ 詳細については、中小企業庁ウェブサイト（<https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01.teigi.htm>）等を参照ください。

対象とならない被災家屋等

令和３年福島県沖を震源とする地震により被災した家屋等であっても、次のようなものは原則として解体撤去等の対象となりません。

- ・被災家屋等の一部解体（リフォームを含む）。
- ・災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況からみて判断できないもの。
- ・中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有するもの。
- ・被災家屋等の解体撤去に当たらない整地や客土。
- ・門扉、塀、立木（損壊が著しく、解体が必要と市が判断したものを除く。）
- ・擁壁（倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市が判断したものを除く）

必 要 書 類

共通（解体、撤去を予定している方、既に解体、撤去を実施した方）	
☐	申請書
☐	り災証明書の写し
☐	登記事項（建物）全部事項証明書
☐	建物（登記）図面
☐	建物配置図
☐	誓約書
☐	印鑑（登録）証明書
☐	解体前の様子がわかる写真
既に解体、撤去を実施した方	
☐	解体前・中・後の様子がわかる写真
☐	契約書（申請者名義）の写し
☐	内訳書
☐	領収書（申請者名義）の写し
☐	解体証明書の写し
☐	産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
☐	振込先口座の通帳等の写し

※これら必ず必要となる書類のほか、それぞれ個別の事情に応じて追加する場合がございます。

手続きの方法

お手続きの方法、受付の開始日等につきましては、今後、郡山市ウェブサイト、広報こおりやまなどにてお知らせいたします。